

一部規則改正のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改正しますので、お知らせいたします。

記

1 施行日

2020年8月28日(金) 初電より

2 改正する規則

- (1) ICカード乗車券取扱規則
- (2) ICカード乗車券取扱規則に関する特約

3 改正内容

新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「ICカード乗車券取扱規則」の一部改正

改 正	現 行
(前 略)	(前 略)
<p>第8章 ICカードの相互利用</p>	<p>第8章 ICカードの相互利用</p>
<p>(ICカード等の相互利用)</p>	<p>(ICカードの相互利用)</p>
<p>第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」 (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」 (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」 (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」 (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「manaカ」 (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」 (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」 (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」 (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」 (11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」 (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」 <p>2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p>3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p>	<p>第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカードについては、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」 (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」 (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」 (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」 (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「manaカ」 (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」 (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」 (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」 (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」 (11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」 (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」 <p>2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p>3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p>
(以下 略)	(以下 略)

箱根登山鉄道株式会社「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」の一部改正

改正	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、<u>株式会社パスモが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この特約は、箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の<u>使用</u>について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。<u>ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</u></p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券により<u>当社線を利用する</u>場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、<u>ならびに</u>第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p>(特約の変更)</p> <p>第3条 当社がこの特約を変更する場合、旅客に対し変更期日および変更内容を予め告知するものとし、特約変更後においてもモバイルIC乗車券を<u>使用</u>したことを以って、旅客が変更内容に合意したものとする。</p> <p>2 変更後については、変更後の内容のみ有効とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1)「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</u></p> <p><u>(2)「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</u></p> <p><u>(3)「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。</u></p> <p><u>(4)「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。</u></p> <p><u>(5)「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOのコールセンターをいう。</u></p> <p>2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、<u>PASMO取扱規則に関する特約</u>、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>会員規約により会員となった</u>旅客がモバイルIC乗車券に<u>旅客営業規則に定める定期乗車券</u>を購入する場合、<u>旅客が自ら</u>当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 <u>前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</u></p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOに関するサービスに必要なアプリケーションにより利用する旅客の、当社でのモバイルPASMOの利用について使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>(特約の効力)</p> <p>第2条 この特約は、箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の利用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。なお、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券を当社線で利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。ただし、小児用PASMOとしての取扱いはおこなわない。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、第19条第2項から第27条、<u>ならびに</u>第30条から第32条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p>(特約の変更)</p> <p>第3条 当社がこの特約を変更する場合、旅客に対し変更期日および変更内容を予め告知するものとし、特約変更後においてもモバイルIC乗車券を利用したことを以って、旅客が変更内容に合意したものとする。</p> <p>2 変更後については、変更後の内容のみ有効とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末を言う。</p> <p>(2)「モバイルIC乗車券」とは、PASMOのうちモバイルPASMO携帯情報端末をいう。</p> <p>(3)「モバイルICSF乗車券」とは、ICSF乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(4)「モバイルIC定期乗車券」とは、IC定期乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、会員規約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項、<u>ならびに</u>IC規則第4条第2項の規定にかかわらず、モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルICカード乗車券にIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p>

改正	現行
<p>(使用方法)</p> <p>第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、<u>モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。</u></p> <p>2 入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、<u>当該モバイルIC乗車券の</u>処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。</p> <p>3 <u>携帯情報端末</u>の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第7条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することができる。</p> <p>(1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認</p> <p>(2) モバイルIC定期乗車券等の<u>使用</u>等にかかわる連絡</p> <p>(3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善およびご利用状況の分析</p> <p>2 旅客がモバイルIC乗車券を当社以外のIC取扱事業者で<u>使用</u>等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。</p> <p>(制限または停止等)</p> <p>第8条 <u>IC規則第10条第1項第2号に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めるときは、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断または終了することができる。</u></p> <p>2 <u>前項による制限等を行ったことにより生じた損害について、当社はその責を一切負わない。</u></p>	<p>(使用方法)</p> <p>第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。</p> <p>2 IC規則第5条第1項の定めにかかわらず、入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。</p> <p>3 モバイルPASMOの故障、および電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第7条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することができる。</p> <p>(1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認</p> <p>(2) モバイルIC定期乗車券等の利用等にかかわる連絡</p> <p>(3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善およびご利用状況の分析</p> <p>2 旅客がモバイルIC乗車券を当社以外のIC取扱事業者で利用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。</p> <p>(制限または停止)</p> <p>第8条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限をすることがある。</p> <p>2 当社は、以下の各号に該当する場合に、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断または終了することができるものとする。</p> <p>(1) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者による保守・点検が行われる場合、または障害が発生した場合。</p> <p>(2) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断または終了した場合、またはそのおそれがある場合。</p> <p>(3) 株式会社パスモが管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合。</p> <p>(4) 株式会社パスモにおける、モバイルPASMOのサービスが終了した場合。</p> <p>(5) 当社の判断により、モバイルIC乗車券の取扱いを終了した場合。</p> <p>(6) PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断または終了された場合、および、そのおそれがある場合。</p> <p>(7) その他、やむを得ない事情が生じた場合。</p> <p>3 前各項による制限をおこなった場合に生じた損害について、当社はその責めを負わない。</p>
<p>第2章 発売</p> <p>(中 略)</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 当社においては、<u>モバイルPASMOへ定期乗車券及び企画乗車券の</u>発売は行わない。</p> <p><u>(発行替え)</u></p> <p>第11条 <u>PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</u></p> <p>2 <u>前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</u></p> <p>(1) <u>無記名PASMO</u></p> <p>(2) <u>ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</u></p>	<p>第2章 発売</p> <p>(中 略)</p> <p>(定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 当社においては、IC規則に定める定期乗車券、および企画乗車券のモバイルIC乗車券への発売は行わない。</p>

改 正	現 行
<p><u>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</u> <u>(4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</u> <u>(5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</u> <u>(6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</u> <u>(7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO</u> <u>(8) その他、当社が特に認めたもの</u> <u>3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</u></p> <p>(モバイルIC定期乗車券の区間変更) 第12条 当社においては、モバイルIC定期乗車券の区間変更は取扱わない。</p> <p>(チャージ) 第13条 モバイルIC乗車券は、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約に定めるところによりチャージすることができる。</p> <p>(SF残額等の確認) 第14条 モバイルIC乗車券のSF残額およびSF残額履歴は、<u>PASMO取扱規則に関する特約の定めによるほか、モバイルIC乗車券の処理が可能な機器により確認することができる。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。 (1) 出場処理がされていないSF残額履歴 (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴 (3) <u>モバイルIC乗車券</u>を処理する機器における、第17条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴</p> <p>3 当社においては、<u>PASMO取扱規則に関する特約</u>の定めにかかわらず、<u>モバイルIC乗車券の処理が可能な機器</u>において、第1項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、前項第3号のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。 (1) 出場処理がされていないSF残額履歴 (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴 (3) 26週間を経過したSF残額履歴 (4) 第17条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴</p> <p>第3章 効力</p> <p>(無効となる場合) 第15条 モバイルIC乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。 (1) 旅行開始後のモバイルIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合 (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはモバイルIC定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合 (3) 記名人の情報が登録されたモバイルIC乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合 (4) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合 (5) 偽造、変造または不正に作成されたモバイルIC乗車券もしくはSFを使用した場合 (6) 旅客の故意または重大な過失によりモバイルIC乗車券が障害状態となったと認められる場合 (7) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 <u>モバイルIC乗車券</u>に対し、偽造、変造または不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。</p>	<p>(定期乗車券の区間変更) 第11条 当社においては、モバイルIC定期乗車券の区間変更は取扱わない。</p> <p>(チャージ) 第12条 モバイルIC乗車券は、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。</p> <p>(SF残額等の確認) 第13条 モバイルIC乗車券のSF残額およびSF残額履歴は、PASMO取扱規則またはPASMO取扱に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、またはモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。</p> <p>2 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。 (1) 出場処理がされていないSF残額履歴 (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴 (3) モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器における、第16条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴</p> <p>3 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器において、前各項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、前項第3号のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。 (1) 出場処理がされていないSF残額履歴 (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴 (3) 26週間を経過したSF残額履歴 (4) 第16条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴</p> <p>第3章 効力</p> <p>(無効となる場合) 第14条 モバイルIC乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。 (1) 旅行開始後のモバイルIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合 (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはモバイルIC定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合 (3) 記名人の情報が登録されたモバイルIC乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合 (4) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合 (5) 偽造、変造または不正に作成されたモバイルIC乗車券もしくはSFを使用した場合 (6) 旅客の故意または重大な過失によりモバイルIC乗車券が障害状態となったと認められる場合 (7) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 モバイルPASMO携帯情報端末に対し、偽造、変造または不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。</p>

改 正	現 行
<p>(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受) 第16条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより<u>旅客運賃・増運賃</u>を収受する。</p> <p>(紛失、故障、<u>機種変更</u>に伴う再発行) 第17条 <u>携帯情報端末を紛失、故障、機種変更をした場合は</u>、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いをおこなう。</p> <p>2 <u>前項のうち機種変更によりモバイルI C乗車券の再発行を行う場合、そのモバイルI C乗車券の再発行は、再発行登録完了後ただちに行うことができる。</u></p> <p>(免責事項) 第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 2 <u>携帯情報端末</u>を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 3 <u>モバイルP A S M Oを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーション</u>の更新等により、モバイルI C乗車券のサービスが<u>使用</u>できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。 4 <u>第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末の機種変更</u>、紛失または<u>故障に伴う</u>モバイルI C乗車券の再発行<u>により</u>、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>	<p>(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受) 第15条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。</p> <p>(紛失、故障等に伴う再発行) 第16条 モバイルP A S M O携帯情報端末を紛失又は当該モバイルP A S M O携帯情報端末が故障した場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルI C乗車券の再発行の取扱いをおこなう。 2 前項による再発行がモバイルI C定期乗車券の場合、その定期券乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後ただちに行うことができる。</p> <p>(免責事項) 第17条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 2 モバイルP A S M O携帯情報端末本体及びモバイルP A S M O携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 3 株式会社パスモが行うソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルI C乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。 4 モバイルP A S M O携帯情報端末の紛失または障害のためモバイルI C乗車券の再発行等の取扱いを行ったことに伴い、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>
<p>(払いもどし) 第19条 <u>モバイルP A S M O</u>が不要となった場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。</p>	<p>(払いもどし) 第18条 モバイルI C S F乗車券が不要となった場合は、P A S M O取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。</p>
<p>第4章 削除</p>	<p>第4章 I Cカードの相互利用</p>
<p>第19条 削除</p>	<p>(モバイルI C乗車券の相互利用) 第19条 株式会社パスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「モバイルS u i c a」については、第4条第1項第3号に定めるモバイルI C乗車券として取扱うこととし、本特約を準用する。 2 前項に定めるモバイルI C乗車券において、この特約に定めのない事項については、I C規則、株式会社パスモの定める規則、および東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。</p>
<p>第20条 削除</p>	<p>(モバイルI C乗車券の相互利用において取扱わない業務) 第20条 前条にかかわらず、モバイルS u i c aにおいては次の各号に定める取扱いは行わない。 (1) 第9条(モバイルI C乗車券の発行) (2) 第13条第3項(S F残額の確認)</p>
<p>第21条 削除</p>	<p>(相互利用におけるモバイルI C乗車券発行业者規則に基づく取扱い) 第21条 以下の取扱いについては東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取扱う。 (1) 第7条に定める個人情報の取扱い</p>